学校法人穴吹学園
穴吹デザイン専門学校

令和2年度『穴吹学園経済的支援奨学生制度』募集要項

1. 奨学金制度の目的

この制度は、穴吹学園に在学する、意欲と能力のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないよう、穴吹学園が修学資金を支援し就学援助することを目的とする。

2. 応募資格 《支援対象学生の要件》

穴吹デザイン専門学校に在学する学生のうち（留学生を除く）、次の(1)および(2)の両方の要件を満たす学生。

(1) 勉学に対する意欲がある学生のうち、世帯（父母等保護者）の経済状況が新型コロナウイルスの影響により急変した世帯かつ、以下のいずれかの要件に該当すること

①生活保護世帯
②個人住民税所得割非課税世帯
③所得税非課税世帯
④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯

(2) 文部科学省および広島県が行う修学支援事業（専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業）に協力すること

①文部科学省および広島県が実施するアンケート調査に協力すること。
※アンケート調査は記名式で実施し、家計所得などの個人的な状況もアンケート調査の項目に含まれます。また本事業を文部科学省が実施している期間（支援年度および翌年度以降）は継続してアンケート調査(追跡調査)があります。
②ファイナンシャルプランナーによる修学支援アドバイス事業に協力すること。
③目指す技能や資格、職業などあらかじめ目標を定め、授業を受けその結果について自己評価し報告すること。

3. 奨学金の内容

(1)奨学金の種類　授業料の一部免除
(2)免　除　額　200，000円（令和2年度授業料より該当額について免除）
(3)支 給 期 間　正規の最短就学期間
(4)そ　の　他　文部科学省および広島県が行う修学支援事業により(2)に加えて更に最大100，000円（年間）の免除が受けられる場合があります。
広島県からの支援金は最大で100，000円、かつ授業料の四分の一が上限となる。ただし、広島県全体での支援金希望者が多かった場合は、広島県での決定により、支給が減額となる場合がある。

4. 令和2年度 奨学生採用予定人数

3名

5. 応募方法

奨学金を希望する者は、下記の必要書類を提出すること。

(1)穴吹学園経済的支援奨学金制度申請書

(2)令和2年度広島県私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る支援金受給申請書

(3)経済状況を証明する書類 (就学者を除く世帯全員の証明が必要)

父母、保護者等についての収入に関する証明書(課税(非課税)証明書、源泉徴収票等)および下記①～④の状況が確認できる証明書類(家計支持者 父母両方の場合は、父母両方の証明書類。父母どちらかが扶養に入っていても収入(無収入を含む)の書類が必要。父または母に収入が無い場合は、収入がないことの証明書類(所得金額0円と記載のある「非課税証明書」等。その時点で取得できる直近の年分)を提出してください。

父母、保護者等についての収入に関する証明書類は下記①～④の状況を証明する書類にて確認できれば兼用可。

① 生活保護世帯

生活保護受給証明書または、生活保護決定通知書

② 個人住民税所得割非課税世帯

非課税の基準となる個人住民税所得割0円について、寄附金税額控除や住宅借入金等特別税額控除などの税額控除をする前の所得割額(税額控除前所得割額)がわかる書類

【書類例】

課税(非課税)証明書、納税証明書、納税通知書、特別徴収税額の決定通知書

③ 所得税非課税世帯

非課税の基準となる所得税0円について、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除をする前の所得割額(税額控除前所得割額)がわかる書類

【書類例】

給与所得の源泉徴収票、確定申告書(控え)

④ 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響や、倒産・解雇、自営業の廃業による失職、破産、事故、病気、死亡または火災・風水害等の災害等により、①から③相当(例. 令和2年の収入が年収250万円未満に落ち込む場合)と推認できる書類

【書類例】

事故、火災等災害を証明する公的機関の証明書、減収前後の給与明細、倒産・失職したことを証明する書類(前雇用主の解雇通知・離職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、倒産(破産)の証明書(破産宣告書・事業廃止届))、長期療養等についての関係機関等の証明書

(4)年次目標シート

6. 申込書類提出期限、選考時期および通知

奨学生の選考にあたり面接を実施し、学業成績や出席状況などの要件を総合的に判断し、奨学生選考委員の選考を経て、校長が決定する。選考結果は、本人あてに通知する。

・書類提出期限　　令和2年11月13日(金) ※期日厳守

・選考日(面接)　　令和2年11月下旬予定　　書類提出後、日程について連絡

・選考結果の通知　　令和2年12月上旬

7. 授業料の一部免除

(1)免除開始

奨学生の採用が決定した年度から開始する。

(2)免除方法

採用決定後、免除額を所定の口座に返金する。

または学費請求時に減免する。

※毎年度、再審査(学習および経済状況)を実施致します。再審査の結果、学習状況の悪化や減免対象となる経済的状況が改善された場合は対象外となります。

8. 決定の取り消し

奨学生採用者が虚偽の申請により不正に決定を受けていたことが判明した時は、その免除の決定を取り消し、本校にてすでに免除した金額があれば、その金額について本校へ返還するものとする。